

島根県立大学学則

平成12年4月1日制定
島根県立大学規程第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第1条の2）
 - 第2章 組織（第2条—第5条）
 - 第3章 職員組織等（第6条—第9条の2）
 - 第4章 学年、学期及び休業日（第10条—第12条）
 - 第5章 修業年限、在学年限及び在籍期間（第13条・第14条の2）
 - 第6章 入学、編入学、退学、転学、留学、休学等（第15条—第28条）
 - 第7章 授業科目、履修方法等（第29条—第36条）
 - 第8章 卒業（第37条—第41条）
 - 第9章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生等（第42条—第47条）
 - 第10章 賞罰（第48条・第49条）
 - 第11章 福利厚生施設（第50条）
 - 第12章 入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料（第51条）
 - 第13章 開放事業（第52条）
 - 第14章 自己点検・評価（第53条）
 - 第15章 雑則（第54条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 島根県立大学（以下「本学」という。）は、豊かな教養と高い専門知識及び技術を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目的とする。

（人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的）

第1条の2 本学の学部の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（1）総合政策学部

豊かな教養と高度な専門的知識を備え持ち主体的に問題の発見及び解決をなし得る人材を育成し、さらに、世界的視野に立った地域研究活動と教育研究成果の幅広い社会還元を通して、学術文化の進展と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（2）看護栄養学部

市民的な教養を教授するとともに、看護学・栄養学における高度な知識と技術を教授・研究し、深い人間愛と倫理観を基盤としたヒューマンケアの基本と実践能力を身につけた専門職を育成する。また、看護学・栄養学の教育研究活動を通して地域社会における健康課題を明らかにし、その改善のための研究を行い、研究成果を保健・医療・福祉分野はもとより広く社会に還元することを目的とする。

（3）人間文化学部

人間形成及び人間によって歴史的に創出・形成されてきた文化について探究し、地域社会と連携した実践的で学術的な教育研究を推進する。地域における文化の発見と継承、再生に取り組み、地域で活躍できる実践力を兼ね備えた人材を育成することを通して、関連する学術分野の進展と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

（学部、学科及び学生定員）

第2条 本学の各学部には置く学科及びその学生定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
総合政策学部	総合政策学科	220人	10人程度	900人
看護栄養学部	看護学科	80人	6人以内	332人
	健康栄養学科	40人	3人以内	166人
人間文化学部	保育教育学科	40人	4人以内	168人
	地域文化学科	70人	3人以内	286人

(別科助産学専攻)

第2条の2 本学に、別科助産学専攻を置く。

2 別科助産学専攻に関し、この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し、この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(附置研究所)

第4条 本学の浜田キャンパスに、附置研究所として北東アジア地域研究センター及びしまね地域研究センターを置く。

(附属施設)

第5条 本学の浜田キャンパスに、附属施設としてメディアセンター及び交流センターを置く。

2 本学の出雲キャンパス及び松江キャンパスに、附属施設として図書館を置く。

(附属機関)

第5条の2 本学の出雲キャンパスに、附属機関として、看護栄養交流センターを置く。

2 本学の松江キャンパスに、附属機関として、しまね地域共生センターを置く。

第3章 職員組織等

(職員)

第6条 本学に学長、副学長、学部長、教授、准教授及び事務職員を置く。

2 本学に、前項に規定するもののほか、必要に応じ講師、助教、助手その他必要な職員を置くことができる。

(客員研究員)

第7条 本学に、本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する身分又は研究能力を有する者を客員研究員として置くことができる。

(客員教授)

第8条 本学に、特定の分野に特に優れた知識及び経験を有する者を客員教授として置くことができる。

(名誉教授)

第9条 本学の学長、副学長、教授、准教授、助教、講師又は助教として多年にわたり勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者に対して、名誉教授の称号を授与することができる。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第9条の2 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - (3) 春季休業日
 - (4) 夏季休業日
 - (5) 冬季休業日
- 2 前項第3号から第5号までの休業日の期間については、学長が別に定める。
- 3 学長は、前2項の規定にかかわらず臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。
- 4 学長は、必要と認めるときは、前3項に規定する休業日においても授業を行うことができる。

第5章 修業年限、在学年限及び在籍期間

（修業年限）

第13条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 第18条から第20条までの規定に基づき入学を許可された者の在学すべき年数については、学長が定める。

（在学年限）

第14条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第18条から第20条までの規定に基づき入学した学生にあつては、前条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができないものとする。

（在籍期間）

第14条の2 第22条に規定する入学許可を受けた者の在籍する期間は、前条に規定する在学年限と第26条の3に規定する休学期間をあわせた期間とする。

第6章 入学、編入学、退学、転学、留学、休学等

（入学の時期）

第15条 入学の時期は、学期の初めとする。

（入学資格）

第16条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学志願等）

第17条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する書類等を提出した者について、入学者選抜試験を行うものとする。

（編入学）

第18条 学長は、次の各号に掲げる編入学志願者があるときは、選考を行うことができる。

- (1) 総合政策学部にあつては、次のイからニまでのいずれかに該当する者
- イ 他の大学を卒業し、又は退学した者

- ロ 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- ハ 文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
- ニ その他本学において、イからハまでに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
- (2) 看護栄養学部看護学科にあっては、次のイ又はロのいずれかに該当する者
 - イ 島根県内の短期大学の看護に関する学科を卒業した者
 - ロ 島根県内の修業年限を3年以上とする専修学校の看護に関する専門課程を修了した者
- (3) 看護栄養学部健康栄養学科にあっては、次のイ又はロのいずれかに該当する者
 - イ 栄養士法第2条第1項に規定する厚生労働大臣の指定した栄養士養成施設のうち、大学若しくは短期大学を卒業した者
 - ロ 栄養士法第2条第1項に規定する厚生労働大臣の指定した栄養士養成施設のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
- (4) 人間文化学部保育教育学科にあっては、次のイかつロに該当する者
 - イ 児童福祉法に規定する保育士資格を有する者
 - ロ 教育職員免許法ならびに教育職員免許法施行規則に規定する幼稚園教諭免許状（二種、一種あるいは専修）を有する者
- (5) 人間文化学部地域文化学科にあっては、平成29年4月1日以降にTOEICスコア400点以上を取得し、次のイ又はロのいずれかに該当する者
 - イ 平成29年度以前に本学短期大学部総合文化学科に入学し、卒業した者で学業成績が評価基準に達した者のうち上位30%以内の者
 - ロ 平成30年度以降に本学短期大学部総合文化学科に入学し、卒業した者で学業成績が評価基準に達した者のうち上位10名以内の者

(転入学)

第19条 学長は、他の大学から転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考を行うことができる。

(再入学)

第20条 学長は、本学を退学し同一学部同一学科への再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考を行うことができる。

(入学手続)

第21条 第17条第2項の入学者選抜試験に合格した者及び第18条から第20条までの規定により選考された者は、所定の期間内に本学所定の書類を学長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。ただし、入学料納付の猶予を受ける者の入学料の納付については、この限りでない。

(入学許可)

第22条 学長は、前条の手続きをした者について、入学を許可するものとする。

(退学)

第23条 学生は、本学を退学しようとするときは、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

第24条 学生は、他の大学等に転学しようとするときは、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第24条の2 学長は、本学の他の学部又は同一学部の他の学科に転学部又は転学科を志願する者があるときは、別に定めるところにより、これを許可することができる。

2 前項の規定により、転学部又は転学科を志願する学生は、在籍のまま志願することができる。

(留学)

第25条 学生は、外国の大学等に留学しようとするときは、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第37条に規定する卒業の要件となる年数に算入することができる。

(休学の許可)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学することができないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

(休学の命令)

第26条の2 学長は、疾病その他やむを得ない事由のため修学することが適当でない認められる学生に対して、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学期間)

第26条の3 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事由があると認めるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条に規定する年数に算入しない。

(復学)

第27条 第26条又は第26条の2の規定により休学した学生は、休学期間が満了したとき又は休学期間内においてその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(除籍)

第28条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

(1) 第14条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第26条の3第1項又は第2項の休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 所定の期日までに入学料を納付しない者（第21条のただし書きを適用して入学を許可した者に限る。）

(4) 授業料の納付を怠り、督促後も納付しない者

(5) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第7章 授業科目、履修方法等

(授業科目及び履修方法)

第29条 授業科目の種類、単位数及び履修方法は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定めるもののほか、履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

3 第18条から第20条までの規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱いについては、学長が定める。

(単位の授与)

第30条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、第32条第3項に規定する卒業研究については、適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

(試験の評価)

第31条 試験の評価は、秀、優、良、可又は不可をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究は4単位とする。

(他の大学等又は本学の他の学部等における授業科目の履修及び修得単位の認定)

第33条 本学が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学若しくは短期大学又は本学の他の学部若しくは同一学部の他の学科の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位については、60単位を超えない範囲内で、本学で履修したとみなし、単位を認定することができる。

3 前項の規定は、第25条の規定により学生が外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位について準用する。この場合において、本学が認めることができる単位数は、前項の規定により認める単位数と合わせて、60単位を超えることはできない。

(大学以外の教育施設等における学修及び単位の認定)

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、学生に短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を行なわせることができる。

2 前項の規定により学生が修得した学修については、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前項の規定に基づき与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項の規定に基づき本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えることはできない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 本学が教育上有益と認めるときは、編入学、転入学、転学部、転学科及び再入学の場合を除き、学生が本学に入学する前に他の大学及び短期大学において履修した授業科目について修得した単位、又は学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項の規定により認めることができる単位数は、合わせて60単位を超えることはできない。

(他の大学等における修得単位等の認定の限度)

第36条 前3条の規定により認めることのできる単位数は、編入学、転入学、転学部、転学科及び再入学の場合を除き、合わせて60単位を超えることはできない。

第8章 卒業

(卒業の要件)

第37条 学生は、本学を卒業するためには4年(第18条から第20条までの規定に基づき入学した学生にあっては、第13条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、かつ、別表1に掲げる授業科目を履修し、別表3に掲げる所定の単位を修得しなければならない。

(卒業の時期)

第38条 卒業の時期は、学期の終わりとする。

(卒業の認定及び証書の授与)

第39条 学長は、第37条に規定する卒業の要件を満たした者について、卒業の認定を行うものとする。

2 学長は、前項の規定により卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与するものとする。

(学位)

第40条 本学を卒業した者に、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
総合政策学部	総合政策学科	学士(総合政策学)
看護栄養学部	看護学科	学士(看護学)
	健康栄養学科	学士(栄養学)
人間文化学部	保育教育学科	学士(保育教育学)
	地域文化学科	学士(地域文化学)

(免許状等)

第41条 別表2に定める必要な授業科目を履修しその単位を修得した者は、次の区分に従い、教育職員免許状を受ける資格を取得することができる。

学 部	学 科	教育職員免許状の種類(免許教科)
看護栄養学部	健康栄養学科	栄養教諭一種免許状
人間文化学部	保育教育学科	幼稚園教諭一種免許状
		小学校教諭一種免許状
		特別支援学校教諭一種免許状

	地域文化学科	中学校教諭一種免許状（国語） 中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
--	--------	--

第41条の2 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状及び資格の種類
看護栄養学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格
	健康栄養学科	栄養士免許 管理栄養士国家試験受験資格 食品衛生管理者 食品衛生監視員
人間文化学部	保育教育学科	保育士資格 司書教諭資格
	地域文化学科	司書資格 司書教諭資格

第41条の3 別に定める必要な科目を履修しその単位を修得した者は、しまね地域マスターの認定を受ける資格を取得することができる。

第9章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生等

（科目等履修生）

第42条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、科目等履修生としての選考を行うことができる。

（聴講生）

第43条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、聴講生としての受講を許可することができる。

（特別聴講学生）

第44条 学長は、他の大学等の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、特別聴講学生としての選考を行うことができる。

（研究生）

第45条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において特定の事項を研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限り、研究生としての選考を行うことができる。

（外国人留学生）

第46条 学長は、外国人で本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生としての選考を行うことができる。

（科目等履修生等の入学手続等）

第47条 第42条及び第44条から第46条までの規定により選考された者に係る入学手続及び入学許可については、第21条及び第22条の規定を準用する。

第10章 賞罰

（表彰）

第48条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

（懲戒）

第49条 学長は、学則その他本学の諸規程に反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を、懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告の処分とする。

3 退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくして出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第11章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第50条 本学に、学生寮、国際交流会館その他の福利厚生施設を置く。

第12章 入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料

(入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料)

第51条 本学の入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料について、必要な事項は別に定める。

第13章 開放事業

(開放事業)

第52条 本学は、地域と共に歩む大学として地域社会の発展と文化の向上に寄与するため、公開講座、講演会その他の開放事業を行うことができる。

第14章 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第53条 本学は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学設置の目的を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行うものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行うため、本学に、自己点検・評価委員会を置く。
- 3 第1項の点検及び評価の結果の概要は公表する。

第15章 雑則

(委任)

第54条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類、単位数、履修方法及び卒業に必要な単位数については、第29条、第30条及び第37条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日以前に入学した者の教育職員免許状を受ける資格に係る授業科目の種類、単位数及び履修方法については、第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成19年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年4月1日以前に入学した

者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日以前に入学した者に係る別表1に掲げる授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日以前に入学した者に係る試験の評価については、第31条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

よる。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数及び取得できる教員免許状については、第29条及び第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年4月1日以前に入学した者に係る授業科目の種類及び単位数については、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(別表1 1-1～1-3、別表2 1-1-1～2-3、別表3 1-1～1-3省略)

別表1 授業科目（第29条関係）

1-4 人間文化学部保育教育学科

授 業 科 目 の 名 称				配当 年次	単位数		備考
					必修	選択	
学部 共通 基礎 科目	教養科目	人間と文化	哲学	1 春		2	
			心理学	1 秋		2	
			音楽	2 春		2	
	文学		2 秋		2		
	読書と豊かな人間性		2 春		2		
	人間と社会	市民社会と図書館	1 秋		2		
		社会学	1 秋		2		
		現代経済学	2 春		2		
		生涯学習概論	2 春		2		
		日本国憲法	2 秋	2			
人間と自然	人間と自然	1 春		2			
	脳科学と心	1 春		2			
	生物と栄養	1 秋		2			
	環境の科学	2 秋		2			
しまねの文化			しまね地域共生学入門	1 春	2		
			しまね文化論	1 秋	2		
			しまねボランティア研修	1・2 春秋	1		
体育			健康スポーツ概論	1 秋	1		
			健康スポーツⅠ	1 春	1		
			健康スポーツⅡ	2 春	1		
			健康スポーツⅢ	3 春	1		
外国語			基礎中国語	3 春		1	
			中国語	3 秋		1	
			基礎韓国語	3 春		1	
			韓国語	3 秋		1	
			基礎タイ語	3 春		1	
			タイ語	3 秋		1	
			基礎インドネシア語	3 春		1	
			インドネシア語	3 秋		1	
学科 基礎 科目	ライフデザイン		スタートアップセミナー	1 春	1		
			表現とコミュニケーション	1 春		1	
			キャリア・プランニング	2 秋		1	
			保育教育職インターンシップ	3 春秋		2	
言語リテラシー			英語Ⅰ	1 春	1		
			英語Ⅱ	1 秋	1		
			アメリカ語学研修計画	1・2 春		1	
			アメリカ語学研修	1・2 春		2	
情報リテラシー			情報機器の操作Ⅰ	1 春	1		
			情報機器の操作Ⅱ	1 秋	1		
			情報機器の操作Ⅲ	3 春		1	
幹 専 科 目 基	基幹研究プロジェクト		表現研究（児童文化）Ⅰ	1 春	2		
			表現研究（児童文化）Ⅱ	2 春	2		
			言葉研究（読み聞かせ実践）	1 秋	2		

		保育教育文献講読	3 春		2	
		心理・教育統計調査法 I	3 春		2	
		心理・教育統計調査法 II	3 秋		2	
		卒業研究基礎演習	3 秋	2		
		卒業研究	4 春秋	4		
教育の基礎理論	教職の意義	教職論（小・幼）	1 春	2		
	教育の理念・歴史・思想	教育原理（小・幼）	1 秋	2		
	心身の発達及び学習の過程	発達心理学 I 発達心理学 II 教育心理学（小・幼）	1 春 1 秋 2 春	2 1 2		
	特別支援教育の基礎理論	障害児発達教育論 特別支援教育とインクルーシブ教育論	2 春 2 秋	2 1		
	教育の社会的、制度的、経営的事項	教育制度論（小・幼）	2 秋	2		
	教育課程の意義及び編成方法	教育課程論（小・幼）	2 春	2		
福祉と養護の基礎理論	福祉の理論	保育原理 子ども家庭福祉 社会福祉概論	1 春 1 秋 1 春	2 2 2		
	社会的養護	社会的養護 I	1 秋	2		
領域の専門的事項と指導法に関する科目	幼児と健康 保育内容・健康の指導法 幼児と人間関係 保育内容・人間関係の指導法 幼児と環境 保育内容・環境の指導法 幼児と言葉 保育内容・言葉の指導法 幼児と造形表現 I 保育内容・造形表現の指導法 I 幼児と音楽表現 I 保育内容・音楽表現の指導法 I 保育内容総論 I 保育の計画と評価	3 秋 3 秋 3 春 3 春 3 春 3 春 2 春 2 春 1 秋 1 秋 2 春 2 春 1 秋 2 秋		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
教科及び教科の指導法に関する科目	国語（書写を含む） 社会 算数 理科 生活 音楽 I 音楽 II 図画工作 家庭 体育 小学英語	2 春 3 秋 2 秋 3 春 2 秋 1 春 1 秋 1 春 3 秋 1 秋 2 春		2 2 2 2 2 1 1 1 2 1 1		

		初等国語科教育法（書写を含む）	2 秋		2	
		初等社会科教育法	4 春		2	
		初等算数科教育法	3 春		2	
		初等理科教育法	3 秋		2	
		初等生活科教育法	3 春		2	
		初等音楽科教育法	3 秋		2	
		初等図画工作科教育法	3 秋		2	
		初等家庭科教育法	4 春		2	
		初等体育科教育法	3 春		2	
		初等外国語（英語）教育法Ⅰ	2 春		1	
		初等外国語（英語）教育法Ⅱ	2 秋		1	
道徳・総合的な学習の時間及び生徒指導・教育相談に関する科目	道徳の指導法	道徳の理論と指導法（小）	4 春		2	
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	3 秋		1	
	特別活動の指導法	特別活動の指導法（小）	3 春		1	
	教育の方法及び技術	教育方法論（小・幼）	2 秋	2		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論と方法 教育相談の基礎と方法（小・幼） 生徒・進路指導の理論と方法（小）	2 秋 3 春 3 秋	2	2 2	
表現技術	音楽基礎Ⅰ（ピアノ） 音楽基礎Ⅱ（ピアノ）	1 春秋 2 春秋		1 1		
教育実践に関する科目	教育実習Ⅰ（幼稚園）指導 教育実習Ⅰ（幼稚園） 教育実習Ⅱ（小学校）指導 教育実習Ⅱ（小学校） 教職実践演習（小・幼）	3 春 3 春秋 4 春 4 春 4 秋	2	1 4 1 4		
福祉と養護の内容に関する科目	社会的養護Ⅱ 子ども家庭支援の心理学 子ども家庭支援論 子育て支援 子どもの保健 子どもの健康と安全 救命救急法・応急手当法 子どもの食と栄養 乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ 障害児保育 音楽療法論	4 春 4 春 4 秋 4 春 2 春 2 秋 4 春 4 秋 2 秋 3 春 3 秋 3 秋		1 2 2 1 2 1 1 2 2 1 2 1		
保育実習	保育実習Ⅰ（保育所）指導 保育実習Ⅰ（保育所） 保育実習Ⅰ（施設）指導 保育実習Ⅰ（施設） 保育実習Ⅱ（保育所）指導 保育実習Ⅱ（保育所） 保育実習Ⅲ（施設）指導	1 秋 1 秋 2 春 2 春 3 春 3 春 4 春		1 2 1 2 1 2 1		

			保育実習Ⅲ（施設）	4 春		2	
専 門 発 展 科 目	教 育 の 基 礎 理 論	教育の理念・歴史 ・思想	教育史	3 秋		2	
		教育の社会的、制 度的、経営的事項	最新教育課題 学校教育と文化・社会	4 春 4 秋		1 2	
	領域の専門的事項と指導法に 関する科目		保育内容総論Ⅱ	3 秋		1	
			幼児と造形表現Ⅱ	2 春		1	
			保育内容・造形表現の指導法Ⅱ	2 春		1	
			幼児と音楽表現Ⅱ	4 春		1	
			保育内容・音楽表現の指導法Ⅱ	4 春		1	
	教科及び教科の指導法に関す る科目		初等国語科授業研究	3 春		2	
			初等算数科授業研究	4 春		2	
			初等理科授業研究	4 春		2	
			初等体育科授業研究	4 春		2	
			小学国語	4 春		2	
			小学算数	3 秋		2	
			小学理科	3 秋		2	
			音楽Ⅲ	3 春秋		1	
			音楽Ⅳ	4 春		1	
	司書教諭に関する科目		学校図書館論	2 春		2	
		学習指導と学校図書館	2 秋		2		
		学校図書館メディアの構成	2 秋		2		
		情報メディアの活用	3 秋		2		
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	特別支援教育領域 に関する科目	知的障害児の心理	3 春		2		
		知的障害児の生理・病理	3 春		2		
		肢体不自由児の心理・生理・病理	2 春		2		
		病弱児の心理・生理・病理	2 春		2		
		知的障害児指導論	3・4 春		2		
		肢体不自由児指導論	2 秋		2		
		病弱児指導論	2 秋		2		
	知的障害児教育演習	3・4 秋		2			
	免許状に定められる特別 支援教育領域以外の 領域に関する科 目	重複・LD・ADHD 等の心理・生理・ 病理	2 秋		2		
		視覚障害児教育総論	2 秋		2		
聴覚障害児教育総論		2 春		2			
発達障害児教育総論		3 秋		2			
発達障害児教育演習		4 春		2			
情緒障害児教育総論		3 秋		2			
発達アセスメント		3 春		1			
特別支援教育アセスメント	3 春		1				
心身に障害のある 幼児、児童又は生 徒についての教育 実習	特別支援学校教育実習 A 指導	4 春		1			
	特別支援学校教育実習 A	4 春		2			
	特別支援学校教育実習 B 指導	4 秋		1			
	特別支援学校教育実習 B	4 秋		2			

1-5 人間文化学部地域文化学科

授 業 科 目 の 名 称				配当 年次	単位数			備考
					必修	選択	自由	
学部 共通 基礎 科目	教養科目	人間と文化	哲学	1 春		2		
			心理学	1 秋		2		
			音楽	2 春		2		
			文学	2 秋		2		
			読書と豊かな人間性	2 春		2		
		人間と社会	市民社会と図書館	1 秋		2		
			社会学	1 秋		2		
			現代経済学	1 春		2		
			生涯学習概論	2 春		2		
	人間と自然	日本国憲法	2 秋		2			
人間と自然		1 春		2				
脳科学と心		1 春		2				
		生物と栄養	1 秋		2			
		環境の科学	2 秋		2			
	しまねの文化	しまね地域共生学入門	1 春	2				
		しまね文化論	1 秋	2				
		しまねボランティア研修	1・2 春秋		1			
	体育	健康スポーツ概論	1 秋		1			
		健康スポーツⅠ	1 春		1			
		健康スポーツⅡ	1 秋		1			
		健康スポーツⅢ	2 春		1			
	外国語	基礎中国語	1 春		1			
		中国語	1 秋		1			
		基礎韓国語	1 春		1			
		韓国語	1 秋		1			
		基礎タイ語	1 春		1			
		タイ語	1 秋		1			
		基礎インドネシア語	1 春		1			
		インドネシア語	1 秋		1			
学科 基礎 科目	ライフデザイン	スタートアップセミナーⅠ	1 春	1				
		スタートアップセミナーⅡ	1 秋	1				
		キャリアデザインⅠ	1 秋	1				
		キャリアデザインⅡ	2 春		1			
		キャリアデザインⅢ	3 春	1				
		インターンシップ	2 春秋		1			
	言語リテラシー	総合英語Ⅰ(多読)	1 春		1			
		総合英語Ⅱ(リスニング)	1 春		1			
		総合英語Ⅲ(リーディング)	1 秋		1			
		総合英語Ⅳ(英会話)	1 秋		1			
		実践英語Ⅰ(TOEIC対策)	1 春		1			
		実践英語Ⅱ(TOEIC対策)	1 秋		1			
		実践英語Ⅲ(観光英検英語)	2 春		1			

	情報リテラシー		コンピュータ・リテラシーⅠ コンピュータ・リテラシーⅡ 情報サービス論 情報サービス演習 情報検索 情報技術論 情報メディアの活用	1 春 1 秋 2 秋 3 春 2 春 3 春 3 秋	1 1 2				
専門基幹科目	地域文化	入門	地域文化入門	1 春	1				
		文化の発見	地域文化論Ⅰ（小泉八雲）	1 秋	2				
			地域文化論Ⅱ（出雲）	1 春		2			
			地域文化論Ⅲ（山陰）	1 秋		2			
	地域文化論Ⅳ（地域資源）		1 秋		2				
文化の体験	しまね文学探訪 しまね歴史探訪 しまね民俗探訪 しまねのまちづくり しまね図書館学 読み聞かせの実践 Kids' English 入門 Kids' English	1 春 1 秋 2 春 1秋～2春 2 秋 2 春 2 春 2 秋		2 2 2 2 2 2 2 2					
文化の活用	観光と文化 観光と地域資源 まちづくりと協働 観光まちづくり論 観光まちづくり演習 人と地域の調査法 観光フィールドトリップ	1 春 1 秋 1 春 1 秋 2 春 2 春 3 春	2	2 2 2 2 2 2					
卒業研究		地域文化プロジェクトⅠ 地域文化プロジェクトⅡ	3 春秋 4 春秋	3 3					
専門科目	日本文化	日本の文化と歴史	日本文化概論	1 春	2		「日本の歴史Ⅰ（文化史）」は日本文化コース必修科目		
			日本文化論Ⅰ（居住文化）	2 春		2			
			日本文化論Ⅱ（祭礼文化）	2 秋		2			
			日本文化論Ⅲ（妖怪文化）	3 春		2			
			日本文化論Ⅳ（表象文化）	3 秋		2			
			日本の歴史Ⅰ（文化史）	2 春		2			
			日本の歴史Ⅱ（観光史）	2 秋		2			
			日本の歴史Ⅲ（近世）	3 春		2			
			日本の歴史Ⅳ（近現代）	3 秋		2			
			古文書を読む	2 秋		2			
			日本文化演習Ⅰ（茶道）	2 春		1			
			日本文化演習Ⅱ（華道）	2 秋		1			
			書道Ⅰ（基礎）	3 春		1			
			書道Ⅱ（発展）	3 秋		1			
			日本文化特殊講義	3 春		2			
			日本語	日本語学概論Ⅰ	2 春			2	「日本語学概論Ⅰ」「日本語学概論Ⅱ」は日本文化コース必修科目
				日本語学概論Ⅱ	2 秋			2	
				日本語文法論	3 春			2	
	日本語史	3 秋			2				

			地域とことば	3 春		2	
			対照文法	3 秋		2	
			日本語学演習 I	3・4 春		2	
			日本語学演習 II	3・4 春		2	
			日本語学特殊講義	3 秋		2	
		日本の文学	日本文学史 I (古典)	2 春		2	「日本文学史 I (古典)」「日本文学史 II (近代)」は日本文化コース必修科目
			日本文学史 II (近代)	2 秋		2	
			古典文学 I (神話と伝説)	2 秋		2	
			古典文学 II (歌謡と和歌)	3 春		2	
			古典文学 III (物語と説話)	3 秋		2	
			近代文学 I (郷土文学)	2 春		2	
			近代文学 II (小説)	2 秋		2	
			近代文学 III (評論)	2 秋		2	
			近代文学 IV (絵本と童話)	3 春		2	
			近代文学 V (詩の鑑賞と創作)	3 秋		2	
			古典文学演習 I	3・4 春		2	
			古典文学演習 II	3・4 春		2	
			近代文学演習 I	3・4 春		2	
			近代文学演習 II	3・4 春		2	
			日本文学特殊講義	3 春		2	
国際文化	異文化の理解	文化人類学	1 春	2		「アジアの歴史 (東南アジア)」は国際文化コース必修科目	
		ジェンダーと文化	3 春		2		
		多文化共生論	3 秋		2		
		アメリカ文化論	2 秋		2		
		イギリス文化論	3 秋		2		
		異文化コミュニケーション論	2 秋		2		
		ヨーロッパ文化論 I (フランス)	3 春		2		
		ヨーロッパ文化論 II (ドイツ)	3 秋		2		
		アジア文化論 I (東南アジア)	2 秋		2		
		アジア文化論 II (東アジア)	3 春		2		
		アジアの歴史 (東南アジア)	2 春		2		
		アジア文化研修計画	2・3 秋		1		
		アジア文化研修	2・3 秋		2		
		国際文化特殊講義	3 秋		2		
	英語とコミュニケーション	英語学概論 I	2 春		2	「英語学概論 I」「英語学概論 II」は国際文化コース必修科目	
		英語学概論 II	2 秋		2		
		英語学演習 I	3 春		2		
		英語学演習 II	3 秋		2		
		英語音声学	2 秋		2		
		英文法 I	3 春		2		
英文法 II		3 秋		2			
英語学特殊講義		3 秋		2			
英語コミュニケーション実践演習 I (中級)		2 春		2			
英語コミュニケーション実践演習 II (上級)		2 秋		2			
		パラグラフ・ライティング	2 春		2		
		エッセイ・ライティング	2 秋		2		

			英語プレゼンテーション演習Ⅰ (基礎)	3 春		2		
			英語プレゼンテーション演習Ⅱ (発展)	3 秋		2		
			メディア英語Ⅰ (基礎)	2 春		2		
			メディア英語Ⅱ (発展)	2 秋		2		
			メディア英語リスニング	3 春		2		
			アメリカ語学研修計画	1・2 春		1		
			アメリカ語学研修	1・2 春		2		
		海外の文学	イギリス文学史	2 春		2		「イギリス文学史」「アメリカ文学史」は国際文化コース必修科目
			アメリカ文学史	2 秋		2		
			イギリスの文学と文化Ⅰ	2 秋		2		
			イギリスの文学と文化Ⅱ	3 春		2		
			アメリカの文学と文化Ⅰ	3 春		2		
			アメリカの文学と文化Ⅱ	3 秋		2		
			中国古典Ⅰ (基礎)	3 春		2		
			中国古典Ⅱ (発展)	3 秋		2		
			英米文学特殊講義	4 春		2		
資格・免許科目	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	国語科教育法Ⅰ	2 春		2		
			国語科教育法Ⅱ	2 秋		2		
			国語科教育法Ⅲ	3 春		2		
			国語科教育法Ⅳ	3 秋		2		
			英語科教育法Ⅰ	2 春		2		
			英語科教育法Ⅱ	2 秋		2		
			英語科教育法Ⅲ	3 春		2		
			英語科教育法Ⅳ	3 秋		2		
	教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解	現代教職論	1 秋		2		
			教育原理	2 春		2		
			教育心理学	2 秋		2		
			教育経営論	2 秋		2		
			教育課程論	3 春		2		
			特別支援教育論	3 春		1		
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法等	道徳の理論と指導法	3 秋		2		
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2 春		2		
			教育方法学	2 秋		2		
			生徒・進路指導の理論と方法	4 春		2		
			教育相談	4 春		2		
			教育実践	4 春		1		
図書館に関する科目	図書館経営とサービス	図書館サービス概論	2 春		2			
		図書館制度・経営論	3 春		2			
		情報サービス特論	4 春		2			
		図書館実習	3 春秋		2			
	情報資源とその組織化	情報資源概論	2 春		2			
		情報資源組織論	2 秋		2			

		情報資源組織演習Ⅰ	3 春			1	
		情報資源組織演習Ⅱ	3 秋			1	
	学校図書館の 運営	学校図書館論	2 春			2	
		学校図書館メディアの構成	2 秋			2	
		学習指導と学校図書館	2 秋			2	

【注】自由科目とは、その単位を修得しても卒業に必要な単位数には算入されない科目である。

別表2 教育職員免許状受領資格取得関係科目（第41条関係）

2 人間文化学部保育教育学科

2-1-1 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園教諭一種免許状）

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
			必修	選択	
領域に関する専門的 事項	○幼児と健康	3 秋		1	領域及び保育内容の 指導法に関する科目 及び教育の基礎的理 解に関する科目の幼 稚園教諭一種免許状 取得のための必修科 目を除く8科目から2 単位を履修する。
	○幼児と人間関係	3 春		1	
	○幼児と環境	3 春		1	
	○幼児と言葉	2 春		1	
	○幼児と造形表現Ⅰ	1 秋		1	
	○幼児と音楽表現Ⅰ	2 春		1	
	幼児と造形表現Ⅱ	3 春		1	
	幼児と音楽表現Ⅱ	4 春		1	
保育内容の指導法	言葉研究（読み聞かせ実践）	1 秋	2		
	○保育内容・健康の指導法	3 秋		1	
	○保育内容・人間関係の指導法	3 春		1	
	○保育内容・環境の指導法	3 春		1	
	○保育内容・言葉の指導法	2 春		1	
	○保育内容・造形表現の指導法Ⅰ	1 秋		1	
	○保育内容・音楽表現の指導法Ⅰ	2 春		1	
	○保育内容総論Ⅰ	1 秋		1	
	○保育の計画と評価	3 春		1	
	保育内容総論Ⅱ	3 秋		1	
	保育内容・造形表現の指導法Ⅱ	3 春		1	
	保育内容・音楽表現の指導法Ⅱ	4 春		1	

【注1】本表の授業科目は人間文化学部保育教育学科履修科目を再掲示

【注2】表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

2-1-2 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校教諭一種免許状）

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的 事項	○国語（書写を含む）	2 春		2	教科及び教科の指導 法に関する科目及び 教育の基礎的理解に 関する科目の小学校 教諭一種免許状取得 のための必修科目を 除く13科目から2単 位を履修する。
	○社会	3 秋		2	
	○算数	2 秋		2	
	○理科	3 春		2	
	○生活	2 秋		2	
	音楽Ⅰ	1 春	1		
	音楽Ⅱ	1 秋		1	
	図面工作	1 春	1		
	○家庭	3 秋		2	
	体育	1 秋	1		
	小学英語	2 春		1	
	小学国語	4 春		2	
	小学算数	3 秋		2	
	小学理科	3 秋		2	
	音楽Ⅲ	3 春秋		1	
	音楽Ⅳ	4 春		1	
	各教科の指導法	○初等国語科教育法（書写を含む）	2 秋		
○初等社会科教育法		4 春		2	
○初等算数科教育法		3 春		2	
○初等理科教育法		3 秋		2	
○初等生活科教育法		3 春		2	
○初等音楽科教育法		3 秋		2	
○初等図画工作科教育法		3 秋		2	
○初等家庭科教育法		4 春		2	
○初等体育科教育法		3 春		2	
○初等外国語（英語）教育法Ⅰ		2 春		1	
○初等外国語（英語）教育法Ⅱ		2 秋		1	
初等国語科授業研究		3 春		2	
初等算数科授業研究		4 春		2	
初等理科授業研究		4 春		2	
初等体育科授業研究		4 春		2	

【注1】 本表の授業科目は人間文化学部保育教育学科履修科目を再掲示

【注2】 表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

2-2-1 大学が独自に設定する科目（幼稚園教諭一種免許状）

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	表現研究(児童文化) I	1 春	2		最低取得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて8単位以上を修得
	表現研究(児童文化) II	2 春	2		
	○音楽基礎 I (ピアノ)	1 春秋		1	
	○音楽基礎 II (ピアノ)	2 春秋		1	

【注1】 本表の授業科目は人間文化学部保育教育学科履修科目を再掲示

【注2】 表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

2-2-2 大学が独自に設定する科目（小学校教諭一種免許状）

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	○音楽基礎 I (ピアノ)	1 春秋		1	
	○音楽基礎 II (ピアノ)	2 春秋		1	

【注1】 本表の授業科目は人間文化学部保育教育学科履修科目を再掲示

【注2】 表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

2-3 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2 秋	2		
体育	健康スポーツ概論	1 秋	1		
	健康スポーツ I	1 春	1		
外国語コミュニケーション	英語 I	1 春	1		
	英語 II	1 秋	1		
情報機器の操作	情報機器の操作 I	1 春	1		
	情報機器の操作 II	1 秋	1		

【注】 本表の授業科目は人間文化学部保育教育学科履修科目を再掲示

2-4-1 教育の基礎的理解に関する科目（幼稚園教諭一種免許状）

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教職論 (小・幼)	1 春	2		
	教育原理 (小・幼)	1 秋	2		

	発達心理学Ⅰ	1 春	2		
	発達心理学Ⅱ	1 秋	1		
	教育心理学（小・幼）	2 春	2		
	特別支援教育とインクルーシブ教育論	2 秋	1		
	教育制度論（小・幼）	2 秋	2		
	教育課程論（小・幼）	2 春	2		
	教育史	3 秋		2	
	最新教育課題	4 春		1	
	学校教育と文化・社会	4 秋		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法論（小・幼）	2 秋	2		
	○幼児理解の理論と方法	2 秋		2	
	教育相談の基礎と方法（小・幼）	3 春	2		
教育実践に関する科目	○教育実習Ⅰ（幼稚園）指導	3 春		1	
	○教育実習Ⅰ（幼稚園）	3 春秋		4	
	教職実践演習（小・幼）	4 秋	2		

【注1】本表の授業科目は人間文化学部保育教育学科履修科目を再掲示

【注2】表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

2-4-2 教育の基礎的理解に関する科目（小学校教諭一種免許状）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教職論（小・幼）	1 春	2		
	教育原理（小・幼）	1 秋	2		
	発達心理学Ⅰ	1 春	2		
	発達心理学Ⅱ	1 秋	1		
	教育心理学（小・幼）	2 春	2		
	特別支援教育とインクルーシブ教育論	2 秋	1		
	教育制度論（小・幼）	2 秋	2		
	教育課程論（小・幼）	2 春	2		
	教育史	3 秋		2	
	最新教育課題	4 春		1	
	学校教育と文化・社会	4 秋		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	○道徳の理論と指導法（小）	4 春		2	
	○総合的な学習の時間の指導法	3 秋		1	
	○特別活動の指導法（小）	3 春		1	
	教育方法論（小・幼）	2 秋	2		
	教育相談の基礎と方法（小・幼）	3 春	2		
	○生徒・進路指導の理論と方法（小）	3 秋		2	
教育実践に関する科目	○教育実習Ⅱ（小学校）指導	4 春		1	
	○教育実習Ⅱ（小学校）	4 春		4	
	教職実践演習（小・幼）	4 秋	2		

【注1】本表の授業科目は人間文化学部保育教育学科履修科目を再掲示

【注2】表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

2-5 特別支援教育に関する科目（特別支援学校教諭一種免許状）

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考
			必修	選択	
特別支援教育の基礎 理論に関する科目	障害児発達教育論	2 春	2		
特別支援教育領域に 関する科目	○知的障害児の心理	3 春		2	
	○知的障害児の生理・病理	3 春		2	
	○肢体不自由児の心理・生理・病理	2 春		2	
	○病弱児の心理・生理・病理	2 春		2	
	○知的障害児指導論	3・4 春		2	
	○肢体不自由児指導論	2 秋		2	
	○病弱児指導論	2 秋		2	
	○知的障害児教育演習	3・4 秋		2	
免許状に定められる こととなる特別支援 教育領域以外の領域 に関する科目	○重複・LD・ADHD等の心理・生理・病 理	2 秋		2	
	○視覚障害児教育総論	2 秋		2	
	○聴覚障害児教育総論	2 春		2	
	○発達障害児教育総論	3 秋		2	
	発達障害児教育演習	4 春		2	
	情緒障害児教育総論	3 秋		2	
	発達アセスメント	3 春		1	
	特別支援教育アセスメント	3 春		1	
心身に障害のある幼 児、児童又は生徒に ついての教育実習	特別支援学校教育実習A指導	4 春		1	これら4科目から3単 位を履修する。
	特別支援学校教育実習A	4 春		2	
	特別支援学校教育実習B指導	4 秋		1	
	特別支援学校教育実習B	4 秋		2	

【注1】 本表の授業科目は人間文化学部保育教育学科履修科目を再掲示

【注2】 表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

3 人間文化学部地域文化学科

3-1-1 教科及び教科の指導法に関する科目（中学校教諭一種免許状（国語））

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備 考
			必修	選択	自由	
国語学（音声言語及 び文章表現に関する ものを含む。）	○日本語学概論Ⅰ	2 春		2		日本文化コース 必修科目
	○日本語学概論Ⅱ	2 秋		2		
	日本語史	3 秋		2		これら4科目から 2単位を履修する。
	日本語文法論	3 春		2		
	対照文法	3 秋		2		
	地域とことば	3 春		2		
	日本語学特殊講義	3 秋		2		これら2科目から 2単位を履修する。
	日本語学演習Ⅰ	3・4 春		2		
	日本語学演習Ⅱ	3・4 春		2		
古文書を読む	2 秋		2			
国文学（国文学史を 含む。）	○日本文学史Ⅰ（古典）	2 春		2		日本文化コース 必修科目
	○日本文学史Ⅱ（近代）	2 秋		2		
	古典文学Ⅰ（神話と伝説）	2 秋		2		これら3科目から 2単位を履修する。
	古典文学Ⅱ（歌謡と和歌）	3 春		2		
	古典文学Ⅲ（物語と説話）	3 秋		2		
	近代文学Ⅰ（郷土文学）	2 春		2		これら4科目から 4単位を履修する。
	近代文学Ⅱ（小説）	2 秋		2		
	近代文学Ⅲ（評論）	2 秋		2		
	近代文学Ⅳ（絵本と童話）	3 春		2		
	日本文学特殊講義	3 春		2		これら2科目から 2単位を履修する。
	古典文学演習Ⅰ	3・4 春		2		
	古典文学演習Ⅱ	3・4 春		2		これら2科目から 2単位を履修する。
	近代文学演習Ⅰ	3・4 春		2		
	近代文学演習Ⅱ	3・4 春		2		
しまね文学探訪 文学	1 春 2 秋		2 2			
漢文学	○中国古典Ⅰ（基礎）	3 春		2		
	中国古典Ⅱ（発展）	3 秋		2		
書道（書写を中心と する。）	○書道Ⅰ（基礎）	3 春		1		
	○書道Ⅱ（発展）	3 秋		1		
各教科の指導法	○国語科教育法Ⅰ	2 春			2	
	○国語科教育法Ⅱ	2 秋			2	
	○国語科教育法Ⅲ	3 春			2	
	○国語科教育法Ⅳ	3 秋			2	

【注1】 本表の授業科目は人間文化学部地域文化学科履修科目を再掲示

【注2】 表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

3-1-2 教科及び教科の指導法に関する科目（中学校教諭一種免許状（英語））

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
英語学	○英語学概論Ⅰ	2 春		2		国際文化コース 必修科目
	○英語学概論Ⅱ	2 秋		2		
	英語学演習Ⅰ	3 春		2		
	英語学演習Ⅱ	3 秋		2		
	英語学特殊講義	3 秋		2		
	○英文法Ⅰ	3 春		2		
	○英文法Ⅱ	3 秋		2		
	○英語音声学	2 秋		2		
英米文学	○イギリス文学史	2 春		2		国際文化コース 必修科目
	○アメリカ文学史	2 秋		2		
	イギリスの文学と文化Ⅰ	2 秋		2		
	イギリスの文学と文化Ⅱ	3 春		2		
	アメリカの文学と文化Ⅰ	3 春		2		
	アメリカの文学と文化Ⅱ	3 秋		2		
	英米文学特殊講義	4 春		2		
	英語コミュニケーション	○英語プレゼンテーション演習Ⅰ（基礎）	3 春		2	
○英語プレゼンテーション演習Ⅱ（発展）		3 秋		2		
○英語コミュニケーション実践演習Ⅰ（中級）		2 春		2		
英語コミュニケーション実践演習Ⅱ（上級）		2 秋		2		
○パラグラフ・ライティング		2 春		2		
エッセイ・ライティング		2 秋		2		
メディア英語リスニング		3 春		2		
メディア英語Ⅰ（基礎）		2 春		2		
メディア英語Ⅱ（発展）		2 秋		2		
アメリカ語学研修計画		1・2 春		1		
アメリカ語学研修		1・2 春		2		
総合英語Ⅰ（多読）		1 春		1		
総合英語Ⅱ（リスニング）		1 春		1		
総合英語Ⅲ（リーディング）		1 秋		1		
総合英語Ⅳ（英会話）	1 秋		1			
異文化理解	アメリカ文化論	2 秋		2		これら2科目から 2単位を履修する。
	イギリス文化論	3 秋		2		
	○異文化コミュニケーション論	2 秋		2		
各教科の指導法	○英語科教育法Ⅰ	2 春			2	
	○英語科教育法Ⅱ	2 秋			2	
	○英語科教育法Ⅲ	3 春			2	
	○英語科教育法Ⅳ	3 秋			2	

【注1】 本表の授業科目は人間文化学部地域文化学科履修科目を再掲示

【注2】 表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

3-1-3 教科及び教科の指導法に関する科目（高等学校教諭一種免許状（国語））

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備 考
			必修	選択	自由	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○日本語学概論Ⅰ	2 春		2		日本文化コース 必修科目
	○日本語学概論Ⅱ	2 秋		2		
	日本語史	3 秋		2		これら4科目から 6単位を履修する。
	日本語文法論	3 春		2		
	対照文法	3 秋		2		
	地域とことば	3 春		2		
	日本語学特殊講義	3 秋		2		この科目と「日本 文学特殊講義」から 2単位を履修する。
	日本語学演習Ⅰ	3・4 春		2		これら2科目から 2単位を履修する。
	日本語学演習Ⅱ	3・4 春		2		
古文書を読む	2 秋		2			
国文学（国文学史を含む。）	○日本文学史Ⅰ（古典）	2 春		2		日本文化コース 必修科目
	○日本文学史Ⅱ（近代）	2 秋		2		
	古典文学Ⅰ（神話と伝説）	2 秋		2		これら3科目から 4単位を履修する。
	古典文学Ⅱ（歌謡と和歌）	3 春		2		
	古典文学Ⅲ（物語と説話）	3 秋		2		
	近代文学Ⅰ（郷土文学）	2 春		2		これら3科目から 4単位を履修する。
	近代文学Ⅱ（小説）	2 秋		2		
	○近代文学Ⅲ（評論）	2 秋		2		
	近代文学Ⅳ（絵本と童話）	3 春		2		
	日本文学特殊講義	3 春		2		この科目と「日本 語学特殊講義」から 2単位を履修する。
	古典文学演習Ⅰ	3・4 春		2		これら2科目から 2単位を履修する。
	古典文学演習Ⅱ	3・4 春		2		
	近代文学演習Ⅰ	3・4 春		2		これら2科目から 2単位を履修する。
	近代文学演習Ⅱ	3・4 春		2		
しまね文学探訪	1 春		2			
文学	2 秋		2			
漢文学	○中国古典Ⅰ（基礎）	3 春		2		
	中国古典Ⅱ（発展）	3 秋		2		
各教科の指導法	○国語科教育法Ⅰ	2 春			2	
	国語科教育法Ⅱ	2 秋			2	
	国語科教育法Ⅲ	3 春			2	
	○国語科教育法Ⅳ	3 秋			2	

【注1】 本表の授業科目は人間文化学部地域文化学科履修科目を再掲示

【注2】 表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

3-1-4 教科及び教科の指導法に関する科目（高等学校教諭一種免許状（英語））

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備 考
			必修	選択	自由	
英語学	○英語学概論Ⅰ	2 春		2		国際文化コース 必修科目
	○英語学概論Ⅱ	2 秋		2		
	英語学演習Ⅰ	3 春		2		
	英語学演習Ⅱ	3 秋		2		
	英語学特殊講義	3 秋		2		
	○英文法Ⅰ	3 春		2		
	○英文法Ⅱ	3 秋		2		
	○英語音声学	2 秋		2		
英米文学	○イギリス文学史	2 春		2		国際文化コース 必修科目
	○アメリカ文学史	2 秋		2		
	イギリスの文学と文化Ⅰ	2 秋		2		
	イギリスの文学と文化Ⅱ	3 春		2		
	アメリカの文学と文化Ⅰ	3 春		2		
	アメリカの文学と文化Ⅱ	3 秋		2		
	英米文学特殊講義	4 春		2		
英語コミュニケーション	○英語プレゼンテーション演習Ⅰ（基礎）	3 春		2		これら3科目から 2単位を履修する。 これら4科目のうち、66条の6 「外国語コミュニケーション」として選 択した以外の 科目
	○英語プレゼンテーション演習Ⅱ（発展）	3 秋		2		
	○英語コミュニケーション実践演習Ⅰ（中級）	2 春		2		
	英語コミュニケーション実践演習Ⅱ（上級）	2 秋		2		
	○パラグラフ・ライティング	2 春		2		
	○エッセイ・ライティング	2 秋		2		
	メディア英語リスニング	3 春		2		
	メディア英語Ⅰ（基礎）	2 春		2		
	メディア英語Ⅱ（発展）	2 秋		2		
	アメリカ語学研修計画	1・2 春		1		
	アメリカ語学研修	1・2 春		2		
	総合英語Ⅰ（多読）	1 春		1		
	総合英語Ⅱ（リスニング）	1 春		1		
	総合英語Ⅲ（リーディング）	1 秋		1		
総合英語Ⅳ（英会話）	1 秋		1			
異文化理解	アメリカ文化論	2 秋		2		これら2科目から 2単位を履修する。
	イギリス文化論	3 秋		2		
	○異文化コミュニケーション論	2 秋		2		
各教科の指導法	○英語科教育法Ⅰ	2 春			2	
	○英語科教育法Ⅱ	2 秋			2	
	○英語科教育法Ⅲ	3 春			2	
	○英語科教育法Ⅳ	3 秋			2	

【注1】 本表の授業科目は人間文化学部地域文化学科履修科目を再掲示

【注2】 表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

3-2 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
日本国憲法	○日本国憲法	2 秋		2			
体育	○健康スポーツ概論 健康スポーツⅠ 健康スポーツⅡ 健康スポーツⅢ	1 秋 1 春 1 秋 2 春		1 1 1 1		これら3科目から 1単位を履修する。	
外国語コミュニケーション	総合英語Ⅰ（多読） 総合英語Ⅱ（リスニング） 総合英語Ⅲ（リーディング） 総合英語Ⅳ（英会話）	1 春 1 春 1 秋 1 秋		1 1 1 1			これら4科目から 2単位を履修する。
情報機器の操作	コンピュータ・リテラシーⅠ コンピュータ・リテラシーⅡ	1 春 1 秋	1 1				

【注1】 本表の授業科目は人間文化学部地域文化学科履修科目を再掲示

【注2】 表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

3-3 教育の基礎的理解に関する科目

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
教育の基礎的理解に 関する科目	○現代教職論 ○教育原理 ○教育心理学 ○教育経営論 ○教育課程論 ○特別支援教育論	1 秋 2 春 2 秋 2 秋 3 春 3 春			2 2 2 2 2 1	
道徳、総合的な学習 の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相 談等に関する科目	○道徳の理論と指導法 ○特別活動及び総合的な学習の 時間の指導法 ○教育方法学 ○生徒・進路指導の理論と方法 ○教育相談	3 秋 2 春 2 秋 4 春 4 春			2 2 2 2 2	「道徳の理論と指導 法」は中学校教諭一 種免許状（国語・英 語）取得のための必 修科目
教育実践に関する科 目	○教育実習事前事後指導 ○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ ○教職実践演習（中・高）	4 春 4 春 4 春 4 秋			1 2 2 2	「教育実習Ⅱ」は中 学校教諭一種免許状 （国語・英語）取得 のための必修科目

【注1】 本表の授業科目は人間文化学部地域文化学科履修科目を再掲示

【注2】 表中の○印は、教育職員免許状取得のための必修科目を指す。

別表3 卒業に必要な単位数（第37条関係）

1-4 人間文化学部保育教育学科

区 分		卒業要件単位数		
		必修	選択	計
学部共通基礎科目		6	10	16
学科基礎科目		5	1	6
専門基幹科目	基幹研究プロジェクト	12	57 【注】	102
	教育の基礎理論	16		
	福祉と養護の基礎理論	8		
	領域の専門的事項と指導法に関する科目	0		
	教科及び教科の指導法に関する科目	3		
	道徳・総合的な学習の時間及び生徒指導・教育相談等に関する科目	4		
	表現技術	0		
	教育実践に関する科目	2		
	福祉と養護の内容に関する科目	0		
	保育実習	0		
専門発展科目	教育の基礎理論	-		
	領域の専門的事項と指導法に関する科目			
	教科及び教科の指導法に関する科目			
	司書教諭に関する科目			
	特別支援教育に関する科目			
合 計		56	68	124

【注】[専門基幹科目]選択科目を履修する場合、島根県立大学人間文化学部保育教育学科履修細則第8条に定める履修モデルに基づき履修すること。

1-5 人間文化学部地域文化学科

区 分		卒業要件単位数		
		必修	選択	計
学部共通基礎科目		4	15	19
学科基礎科目		6	4	10
専門基幹科目		11	14	25
専門科目		4	56	60
自由選択科目（上記全科目群の中から選択）		-	10	10
合 計		25	99	124

【注】専門科目のうちコース必修科目は、選択科目に含む。